

2 子育て・教育



子育て・教育



■ 出産育児一時金

【国民健康保険課】 ☎ 216-1228 FAX 216-1200
各支所の市民課・総務市民課

国民健康保険の加入者が出産した場合、世帯主に出産育児一時金(42万円か40万4,000円)が支給されます。ただし、他保険から支給を受けられる人は、対象となりません。

■ 産前産後期間の 国民年金保険料免除制度

【国民年金課】 ☎ 216-1224 FAX 216-1200
各支所の市民課・総務市民課

出産予定月か出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠のときは出産予定月か出産月の3カ月前から6カ月間)の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6カ月前から届け出ができます。

● 対象者

産前産後期間に国民年金第1号被保険者の期間がある方

■ 児童手当

【こども福祉課】 ☎ 216-1261 FAX 216-1284
各支所の福祉課・保健福祉課

中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人などに支給します。

● 手当額…児童1人当たりの月額

3歳未満 …………… 1万5,000円
3歳～小学校修了前 …………… 1万円
(第3子以降は1万5,000円)
中学生 …………… 1万円
上記にかかわらず、所得制限限度額以上 … 5,000円

■ 障害児福祉手当

【障害福祉課】 ☎ 216-1273 FAX 216-1274
各支所の福祉課・保健福祉課

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給します(所得制限等あり)。

■ 児童扶養手当等

【こども福祉課】 ☎ 216-1260 FAX 216-1284
各支所の福祉課・保健福祉課

■ 児童扶養手当

父か母がいなく、父か母が重度障害にある児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。一定の障害状態にあるときは20歳未満)を養育している人に支給します(支給要件あり)。

■ 特別児童扶養手当

身体か精神に重度か中度以上の障害がある児童(20歳未満)を監護している人に支給します(支給要件あり)。

■ 市民福祉手当(遺児等修学手当)

4月1日現在で引き続き1年以上本市に住んでいるひとり親家庭などで、義務教育中の児童を養育している人に支給します(支給要件あり)。

■ 母子・父子家庭等医療費助成

【こども福祉課】 ☎ 216-1261 FAX 216-1284
各支所の福祉課・保健福祉課

ひとり親家庭などを対象に、医療費の一部を助成します(所得制限あり)。

● 対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満)と、その父または母

● 助成額

保険診療による一部負担金の額

■ こども医療費助成

【こども福祉課】 ☎ 216-1261 FAX 216-1284
各支所の福祉課・保健福祉課

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成します。

● 助成額

0～3歳未満…
保険診療による一部負担金の額

3歳～中学3年生 …

保険診療による一部負担金額の合計から、1カ月につき2,000円を差し引いた額(ただし、市町村民税非課税世帯は、保険診療による一部負担金の額)

※市町村民税非課税世帯の未就学児は病院などの窓口負担は、ありません

■ 保育所・認定こども園・幼稚園の入所(入園)申し込み

【保育幼稚園課】 ☎ 216-1258 FAX 216-1284
各支所の福祉課・保健福祉課

施設	利用できる人
保育所	保護者が仕事や出産、病気などで、 家庭で保育ができない乳幼児 ※市の窓口へ申し込みが必要
認定こども園 (保育所機能)	
認定こども園 (幼稚園機能)	3歳以上の児童(園によっては2歳児 から受け入れている場合もあります) ※園に直接申し込み (詳しくは園へお問い合わせください)
幼稚園	

・保護者が就労や疾病などで一時的に家庭での保育が困難となる児童の預かりを行う保育所などもあります。

■ 小・中学校の入学・転校手続きなど

【学務課】 ☎ 216-1476 FAX 216-1144
【同谷山分室】 ☎ 269-8415 各支所

新小学生の入学通知は1月末に郵送で、新中学生の入学通知は小学校を通じて届けています。

在学生の転校手続きは、在籍校からの転校用書類(在学証明書と教科用図書給与証明書)と転居(転入)届と一緒に市民課・各支所に提出してください。市外転出時は、転出証明書と転校用書類を転出先の役所窓口へ提出してください。

■ 児童クラブ

【こども政策課】 ☎ 216-1259 FAX 803-7628
各支所の福祉課・保健福祉課

仕事などで昼間保護者のいない児童(小学1年～6年)を対象に、放課後や長期休業日の期間中の児童の健やかな育成を図ります。

■ 障害のある子どもの就学

【学校教育課】 ☎ 227-1941 FAX 227-3016

就学教育相談を受けた上で、障害の種類・程度などによって、市立小・中学校の特別支援学級への入級、通級指導教室への通級、県立の特別支援学校に就学できます。

■ 奨学資金・就学援助・遠距離・安心安全通学費補助

【教育委員会総務課】 ☎ 227-1921 FAX 222-8796

■ 奨学金(貸与)

- ・対象…高校生など
- ・月額…国公立1万8,000円、私立3万円

■ 入学一時金(貸与)

- ・対象…高校などの入学生の保護者
- ・金額…国公立4万円、私立10万円

■ 就学援助

- ・対象…国公立の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で経済的に困っている人
※所得制限あり
- ・援助する費用…学用品費、給食費、修学旅行費など

■ 遠距離・安心安全通学費補助

- ・対象…校区内の市立小・中学校に公共交通機関などを利用して通う児童・生徒の保護者
※距離や通学路の状況などの要件あり

■ 母子医療費等の助成

【母子保健課】 ☎ 216-1485 FAX 216-1284

■ 特定不妊治療費助成

配偶者間の特定不妊治療に係る費用の一部を助成します。

■ 不育症治療費助成

配偶者間の不育症治療等にかかる費用の一部を助成します。

■ 妊産婦

妊娠高血圧症候群や糖尿病など妊産婦の入院治療に係る医療費の一部を助成します(所得制限あり)。

■ 未熟児養育医療費助成

未熟児の指定医療機関での入院治療に係る医療費の一部を助成します。

■ 自立支援医療費(育成医療)助成

身体に障害のある児童(18歳未満)等の指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。

■ 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病児の指定医療機関等での治療に係る医療費の一部を助成します。